

ドイツ特許商標庁（DPMA）、特許法等公布に併せ今後の業務の変更点などを公表

2021年9月8日

JETRO テュッセルト ルフ事務所

ドイツ特許商標庁（DPMA）は、2021年9月7日、「DPMAの業務範囲拡大及び特許費用法改定に関する法律」の公布に併せ、既に8月17日に公布済みである「特許法等改正に係る特許法の簡素化・現代化のための法律」による今後の業務の主な変更点等をプレスリリース等にて公表した。

概要は、以下のとおりである。

1. DPMAの業務範囲拡大について

2021年8月30日付の「DPMAの業務範囲拡大及び特許費用法改定に関する法律」が、2021年9月7日付の連邦法律公報にて公布された。

本法は、イノベーションの保護・促進の強化を目的とするもので、特許法に新たに第26a条を追加し、DPMAの責任を拡大した。従来、ドイツでは、知的財産に関する情報提供、広報活動や特に中小企業に対する知的財産制度の効果的な活用を説明する中央政府機関がなく、この分野における他国の官庁との連絡窓口もなかった。そのため、特許法第26a条では、他国の知的財産庁や欧州・国際機関との協力を拡大することを明記した。これに併せ、DPMAは、来年度中に人員を確保することを見込んでいる。

この改正は2022年1月1日に施行される。

DPMAのコーネリア・ルドロフ・シェファー長官は、「特にイノベーションの時代には、知的財産権の保護に関する多くの情報が求められる。DPMAが、ドイツの中小企業、スタートアップや一般市民に対し、知的財産権の保護について情報を提供し、業務の範囲内で他国の知的財産庁や欧州・国際機関と協力するための任務が法的に与えられたことを大変喜ばしく思う」とコメントしている。

特許制度の魅力を高め、ドイツ経済全体のイノベーションの能力を向上させるため、DPMAの特許審査手続の効率を更に向上させる必要がある。これに伴い、2022年7月1日に、特許に関する更新手数料を約20年ぶりに値上げする。今回の値上げは、インフレにより手数料が実際には「安く」なっていることへの対応と、DPMAの業務範囲の拡大によりイノベーション政策の舵取り機能を再び強化することを目的とする。料金調整により、特許審査官を更に増員し、特許審査の期間も大幅に短縮する予定である。

2. DPMAでの手続に関連する改正点について（以下、改正点に係る項目のみ記載）

- ① 全ての知的財産（IP）手続に関する一般規定
 - (a) ビデオ会議を用いた手続・聴聞への参加及び証拠提出のオプションを提供（施行：2022年5月1日）
 - (b) DPMA の全拠点の祝日に関する統一ルールの導入（施行：2022年5月1日）
 - (c) 明らかに公序良俗に反する内容である場合の出願の公開義務及び閲覧権の制限（施行：2021年8月18日）
- ② 特許及び補充的保護証明書に関する手続
 - (a) PCT 出願の国内段階への移行期間の延長（施行：2022年5月1日）
 - (b) 異議申立手続における当事者変更手続の簡素化（施行：2022年5月1日）
 - (c) 明らかな欠陥の審査の拡大（施行：2021年8月18日）
 - (d) 発明者の表示（施行：2022年5月1日）
 - (e) 補充的保護証明書の取消及び継続処理（施行：2021年8月18日）
- ③ 実用新案に関する手続
 - (a) 実用新案の分岐手続の簡素化（施行：2022年5月1日）
 - (b) 実用新案の取消手続の簡素化（施行：2022年5月1日）
- ④ 商標に関する手続
 - (a) マドリッド制度との調和（施行：2022年5月1日）
 - (b) 商標法における保護期間の計算の明確化（施行：2021年8月18日）
- ⑤ 意匠に関する手続
 - (a) 意匠手続における会議要件の廃止（例えば、書面での回覧でも可）（施行：2021年8月18日）
 - (b) 意匠手続における係争金額の職権による決定（施行：2021年8月18日）
- ⑥ 料金規定
 - (a) 知的財産権の共有者又は共同出願人に対する手数料の減額（施行：2021年8月18日）
 - (b) 補充的保護証明書の年次手数料の支払期限（施行：2022年5月1日）
 - (c) 補充的保護証明書の年次手数料の前払い（施行：2022年5月1日）
 - (d) 補充的保護証明書の年次手数料の値上げ（施行：2022年5月1日）
 - (e) EU 商標をドイツ国内商標に変更する際の「1クラスモデル」の手数料から「3クラスモデル」の手数料（手数料が「1クラスモデル」より安い）への変更（施行：2022年5月1日）

— DPMA のプレスリリース等は、以下参照 —
(プレスリリース)

[More information services for intellectual property protection](#)

(DPMA での手続に関連する改正点等に関する通知)

[Notice of 7 September 2021 concerning the Second Act to Simplify and Modernise Patent Law](#)

[\(Zweites Gesetz zur Vereinfachung und Modernisierung des Patentrechts\) of 10 August 2021 and the Act on Further Duties of the German Patent and Trade Mark Office and to Revise the Patent Costs Act \(Gesetz über weitere Aufgaben des Deutschen Patent- und Markenamts und zur Änderung des Patentkostengesetzes\) of 30 August 2021](#)

- ドイツ特許法改正等に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —
- [ドイツ連邦政府、特許法等改正案を公布（2021年8月17日）（PDF）](#)
- [ドイツ連邦参議院、特許法等改正案を承認（2021年6月29日）（PDF）](#)
- [ドイツ連邦議会、特許法等改正案を可決（2021年6月14日）（PDF）](#)
- [ドイツ特許商標庁（DPMA）関連の動向（2020年の年次統計、並びに、業務範囲拡大及び特許費用改定に関する法律案（草案）（2021年3月15日）（PDF）](#)
- [ドイツ連邦政府、特許法等改正案を閣議決定（2020年10月29日）（PDF）](#)
- [ドイツ連邦司法・消費者保護省、特許法等改正に関する草案を公表（2020年9月16日）（PDF）](#)

(以上)